

旭川市における宿泊税制度の考え方（案）

令和6年9月
旭川市観光スポーツ部観光課

目 次

1 はじめに

- (1) 検討の経過 2
- (2) 新たな観光財源の必要性について 3

2 宿泊税制度の案について

- (1) 旭川市における宿泊税制度の考え方 5
- (2) 使途について 7
- (3) 宿泊税導入までの流れ 8

1 はじめに

(1) 検討の経過

観光は、サービス業のみならず、農林水産業、商工業など関連産業の裾野が広く、経済波及効果が大きい産業です。人口減少、高齢化が進む中、観光振興による交流人口の拡大が、新たな需要創出と雇用拡大につながり、地域全体に大きな経済発展をもたらす原動力になり得るものと期待されています。

近年、外国人観光客の急増や団体旅行から個人旅行へのシフトといった観光動向の変化、広域観光の推進や観光で稼ぐ地域づくりなど、観光を取り巻く状況が大きく変化する中、観光受入体制の整備や観光人材の育成など、多様化するニーズに対応した観光地づくりが求められています。

本市では、旭川市観光振興条例を策定し、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し「オール旭川」で観光振興に取り組んでおりますが、一方で、厳しい財政状況を踏まえ、将来に渡って持続的な観光振興を図るため、新しい観光財源を確保するための検討を進めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、観光関連事業者など多くの事業者に大きな影響があったため、検討は一時中断されました。

令和5年度に入り、感染症対策の制限が大幅に緩和され、観光需要が急速に回復したことを受け、北海道や道内自治体でも観光財源確保の検討が再開し、本市においても令和5年8月に旭川市中小企業審議会に対し「旭川市観光振興のための新たな観光財源についての諮問」を行い、観光関連事業者や有識者を交えた検討部会により検討をいただきました。

その結果、令和6年4月に宿泊税により新たな観光財源を確保することが概ね適当である旨の答申を受けたことから、その内容を踏まえて宿泊税制度の導入について検討することとしたものです。

【検討の主な経過】

令和3年2月 ～令和3年10月	(仮称) 旭川市観光振興条例検討部会において、宿泊税の活用を含む新たな観光財源の確保策について議論
令和5年8月	市長から市の附属機関である旭川市中小企業審議会に対し、新たな観光財源の確保について諮問
令和5年10月 ～令和6年3月	・ 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会を設置（全4回） ・ 旭川ホテル旅館協同組合との意見交換会の実施
令和6年4月	旭川市中小企業審議会から答申

令和 6 年 7 月	市内宿泊事業者との意見交換会の実施
令和 6 年 8 月	・ 市内宿泊事業者に対するアンケート実施 ・ 来訪者、宿泊者に対するアンケート実施

(2) 新たな観光財源の必要性について

観光関連産業は裾野が広く、振興を図ることで地域の経済全体を活性化させることにもつながる重要な産業です。しかし、本市が観光振興に取り組むにあたっては、以下のような課題を抱えています。

① 旭川市の観光についての課題

本市は観光入込客数が同程度の都市に比べると宿泊客数が少ないことから、宿泊を伴わない「通過型観光」の傾向が高いと考えられます。また、夏季と冬季の観光入込客数を比較すると 1.5 倍～2 倍程度開きがあり、季節での偏りがあります。

観光入込客数の季節的な減少は、物販や飲食等の消費縮小や宿泊施設の稼働率低下を招き、従業員の通年雇用を難しくするなどマイナスの影響につながります。そのため、季節的偏在の解消を図る必要があるとともに、来訪者の滞在時間や宿泊者数を増やす取組を行うことで、地域経済全体の活性化につなげていく必要があります。

また、今後も増加が見込まれる外国人観光客に対応できる案内設備や、駅・空港などの拠点から観光地などへ向かう交通手段（「二次交通」といいます。）など、本市来訪者への受入体制にまだ対応不足の面があり、整備を行っていく必要があります。

このような課題を解決するための取組については、本市の観光振興における基本理念や施策の基本となる事項等を定めた「旭川市観光振興条例」（令和 4 年 4 月 1 日施行）に基づき「旭川観光基本方針」を制定し、令和 5 年度～9 年度を推進期間として観光振興のための事業に取り組んでいますが、観光は社会的情勢や災害などの影響を受けやすいこともあり、様々な課題を解決していく必要があります。

② 旭川市の財政状況についての課題

本市において、職員などの「人件費」、福祉的扶助などにかかる経費である「扶助費」、これまで借り入れた市債の返還費などの「公債費」の 3 つを併せた「義務的経費」の割合は、例年 50 % 程度で推移をしていますが、少子高齢化の進行により少しずつ増加していく傾向にあります。この経費が増えるということは、本市が独自に実施する事業に充てる財源が減っていくため、財政構造が硬直化しつつあるといえる状況です。

本市では平成 24 年度以降、当初予算における収支不足に対して財政調整基金をもって充てており、恒常的に必要な財源が不足している状況です。また、本市におけ

る収入は、全体に対して自主財源である市税や使用料・手数料等の割合が少なく、地方交付税や国・道支出金等の割合が大きい構造となっており、財政的な自由度は低い状況が続いていますが、地方交付税等は国の施策の影響を受けやすく、将来にわたって見通すことが難しい財源であることから、市税等の自主財源を安定的に確保することが必要です。

このように、本市の観光における課題を解決するためには様々な取組を行う必要があるものの、厳しい財政状況の中では観光振興のための事業を拡充して取り組むには財源が不足している状況です。

そこで、本市が持続的に発展していくためには、必要な財源を市民だけが負担するのではなく、本市への来訪者にも一部を負担いただくことで確保し、それを活用することで課題を解決し、来訪者や宿泊者をさらに増加させるためのサービス提供に活用するという好循環を生み出すことで、消費の拡大や関連産業など本市全体の経済の活性化を図る必要があります。

検討の経過や、旭川市観光振興条例、旭川観光基本方針などの関連資料につきましては、観光課のホームページでも公開しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kankou/2300/d080079.html>



ホームページでの閲覧が難しい方は、観光課でお渡しすることもできますのでお問い合わせください。

○旭川市観光スポーツ部観光課

旭川市5条通7丁目旭川フードテラス2階

電話：25－7168 FAX：26－8585

E-Mail：kankou@city.asahikawa.hokkaido.jp

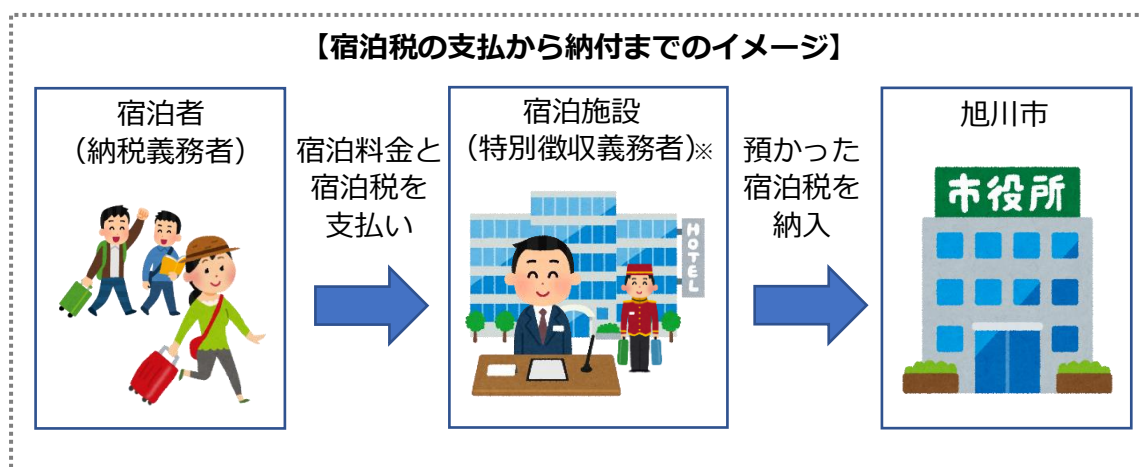
2 宿泊税制度の案について

(1) 旭川市における宿泊税制度の考え方

■ 旭川市における宿泊税制度の概要

本市における宿泊税とは、市内に所在する旅館・ホテルや民泊に宿泊した方（納税義務者）に対して課税する制度です。

宿泊者の皆様は宿泊した施設に宿泊料と一緒に宿泊税を支払い、宿泊施設は宿泊者から支払われた税を一度お預かりし、納期限までに本市へ納めていただきます。



※特別徴収とは、納税義務者である個人からではなく特別徴収義務者が代わって税金を預かり納入する仕組みを指し、特別徴収義務者とは特別徴収で税を徴収し、納入する義務を負う方のことを指します。

■ 対象となる宿泊について

旭川市内に所在する、次の宿泊施設への宿泊行為が課税の対象となります。

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）

■ 北海道の宿泊税について

現在、北海道においても宿泊税の導入を検討していますが、北海道も宿泊税を導入する場合、宿泊施設（特別徴収義務者）の負担を軽減するため、市・道の宿泊税はまとめて本市に納入する取扱いを検討しています。

■ 税率について

宿泊者にわかりやすく宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素でわかりやすいという点を重視し、一律で宿泊者1人あたり1泊につき200円の宿泊税を徴収することを検討しています。

なお、道が宿泊税を導入する場合にその額を上乗せすると、以下のような金額となります。

自治体 \ 宿泊料金	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上
旭川市	200円		
北海道	100円	200円	500円
合 計	300円	400円	700円

■ 宿泊税の税収見込み額について

上記の税率を適用した場合、年間で3～4億円程度の税収が見込まれます。

- ・コロナ禍前のピーク（H30 推計値） 190万人泊 × 200円 = 3億8千万円
- ・R5 推計値 160万人泊 × 200円 = 3億2千万円

■ 非課税事項について

修学旅行や宿泊研修など、教育課程の一環として実施される学校行事に伴う宿泊については公益性が高いと認められることから、行事に参加する学生やその引率者の課税を免除することも検討しています。

■ 宿泊事業者への支援（交付金）について

宿泊事業者が特別徴収義務者となることで生じる事務に対する経費の一部を支援するため、既に宿泊税を導入している自治体では納期内に納入された税額に対し2.5%から3%程度の交付金（補助金）による支援を行うといった対応がなされています。

本市においても、これらの先行事例などを参考にしながら、交付金の制度を設ける予定です。

■ 制度の見直しについて

社会情勢や本市の状況などを勘案した上で制度を適切に運用するため、宿泊税条例の施行後5年ごとに制度の見直しを行います。ただし、制度の見直しが必要と認められる場合にはその状況に応じて、これより短い期間での見直しを実施することとします。

(2) 使途について

宿泊税により確保した財源は、宿泊者数の増加や閑散期と繁忙期における格差解消などといった本市が抱える課題の解決や、納税者である宿泊者へ還元することなどを目的とした、新たに取り組む事業又は現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用します。

また、宿泊税の一部は基金に積み立てることにより使途を明確化するとともに、その年度に財源を活用した事業の内容と額を公表します。

■ 宿泊税の使途の例（案）

確保した財源を来訪者の満足度を向上させ、宿泊者を増やす取組に活用することで好循環を生み出し本市全体の活性化につなげるために、次のような使い道が考えられます。

なお、記載している例はあくまでも制度を検討する上での案であり、実際にどのような事業に活用するかを検討は、宿泊関連事業者や観光関連事業者とも協議し、地域のニーズに合わせた事業を構築した上で、市議会の審議を経て決定されます。

① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

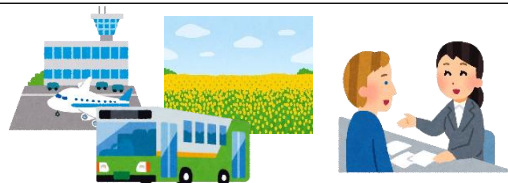
多様なニーズに対応した受入環境整備

（例）宿泊施設等の観光関連施設のユニバーサル化（バリアフリー化、多言語対応など）に対する支援



本市で快適に滞在するための仕組みづくり

（例）二次交通（バス等）の整備、観光案内機能の強化、ガイド人材の確保



緊急時受入体制の整備

（例）宿泊施設への防災備蓄物品の整備、災害等緊急時の情報提供網の強化



② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

閑散期の格差解消に向けた取組

(例) 割引クーポンの発行、
来訪促進キャンペーンの実施



旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成、支援

(例) 朝・夜にしか体験できないコンテンツの造成、
観光関連施設における高付加価値化への支援、ニーズ
調査、スポーツ合宿等の誘致や実施に対する支援



宿泊型旅行商品等の造成に対する支援

本市での宿泊を伴う旅行商品や、体験型コンテンツを組み合わせた宿泊プランなど、
観光関連事業者などが取り組む本市の魅力を活かした新たな旅行商品の造成に対する支援

③ 持続可能な観光地づくり

人材不足の解消，人材育成に対する支援

(例) デジタルツール導入による省力化への
支援，スキル向上等を目的とした研修



オーバーツーリズム対策

(例) 農地や自然環境を維持するための
啓発，施設や交通機関での過集中回避



緊急時における市内事業者への支援

災害等により突発的に生じた観光需要の落ち込みなどの緊急時に備え，一定額を基金に
積み立てることで，市内の事業者迅速な支援を実施

(3) 宿泊税導入までの流れ

意見提出手続でいただいた意見や，宿泊事業者をはじめとした関連事業者などからいただいた意見・要望などを参考にしながら宿泊税条例案を作成し，旭川市議会に提出します。市議会での可決後に総務省へ協議申請を行い，総務省の同意が得られてから条例を施行することになります。

条例の制定後，制度の周知や宿泊事業者の皆様へ徴収事務の説明などを行う準備期間を設けた後，令和8年4月から課税を開始することを想定しています。